事　務　連　絡
平成３０年９月１２日

各都道府県教育委員会
指 導 事 務 主 管 課
教科書関係事務主管課　御中

文部科学省初等中等教育局教 科 書 課
国際教育課
教育課程課

平成３０年北海道胆振東部地震に伴う教科書事務等に
関する留意事項について

平成３０年北海道胆振東部地震によって、新年度に給与された教科書等が使用できない状態になった児童生徒に対して、できる限り早期に学習環境を整えることが必要です。

このため、各都道府県教育委員会におかれては、被災した児童生徒への適切な教科書等給与の観点から、教科書事務等に関して、下記の事項に留意していただくようお願いします。なお、今般の地震に伴い、教科書事務等を行うに当たっての相談事項等があれば、下記本件連絡先へ御連絡ください。

なお、下記（４）及び（５）については、国立、私立学校についても、知事部局等と連携の上、貴教育委員会で取りまとめ報告願います。

記

（１）被災により喪失又は損傷した教科書の給与について

災害救助法（昭和２２年１０月１８日法律第１１８号）では、同法適用地域において、被災に伴い喪失又は損傷した教科書（高等学校分を含む。）を児童生徒へ給与することが、都道府県知事の行う救助の一つとして定められており、それに要する費用について国庫負担がなされること。

そのため、域内に同法適用地域がある都道府県教育委員会においては、教科書・一般書籍供給会社等とも連携し、可能な限り速やかに児童生徒の教科書の

喪失又は損傷の状況について、把握する必要があること。(別紙１参照)

なお、災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間については、内閣総理大臣の定める基準に従い都道府県知事が定めることとされているため、知事部局との連携を図る必要があること。

（２）被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合の教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合の教科書給与に係る弾力的な取扱いについては、「平成３０年北海道胆振東部地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知)」（平成３０年９月７日付け３０文科初第７９６号文部科学省初等中等教育局長通知）を参照すること。また、その際の給与事務は別紙２の通りとし、教科書の給与が支障なく行われるよう、教科書・一般書籍供給会社等とも連携を図っていただきたいこと。

なお、通常の転入学では，転入学前の学校と採択が同じ教科書（複数年使用本を含む。）を使用する場合，当該教科書を再度給与することはできないが，今回の被災を受けての転入学において，喪失又は損傷している場合には，当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、一時的な避難であっても、義務教育諸学校において被災した児童生徒を弾力的に受け入れた場合、転入学と同様の措置として、受入れ先における学習に支障を来さぬよう、教育課程上必要な教科書を無償給与して差し支えないこと。

（３）災害救助法適用外地域における被災児童生徒の教科書（高等学校分を含む。）の取扱いについて

被災した要保護・準要保護の児童生徒のうち、その児童生徒が在籍する学校の設置者が、教科書の購入が困難である旨の証明書を交付した者の教科書で喪失又は損傷したものについては、各教科書発行者の厚意により無償で配布されますので、各教科書・一般書籍供給会社及び教科書取扱書店へ相談すること。

（４）小学校外国語教育における教材の取扱いについて

小学校外国語教育における教材、「Let’s Try！ 1,2」及び「We Can！ 1,2」については、各小学校等の必要部数の申請に基づき送付したところですが、域内に災害救助法適用地域がある都道府県においては、被災により喪失又は損傷した状況について把握し、必要に応じて再送付するので、電子メールにて、初等中等教育局国際教育課外国語教育推進室宛て、【別紙３】により必要部数を報告すること。

（５）中学校道徳教育における教材の取扱いについて

中学校道徳教育における教材、「私たちの道徳」については、各中学校等の必要部数の申請に基づき送付したところですが、域内に災害救助法適用地域がある都道府県においては、被災により喪失又は損傷した状況について把握し、必要に応じて再送付するので、電子メールにて、初等中等教育局教育課程課教育課程第1係宛て、【別紙４】により必要部数を報告すること。

なお、「私たちの道徳」については、下記ホームページに同じものを掲載しているので、これも適宜参照ありたい。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/detail/1344255.htm)

＜本件連絡先＞

（１）～（３）について

文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係

電話 03-5253-4111（代表） 2411（内線）

03-6734-2411（夜間直通）

（４）について

文部科学省初等中等教育局国際教育課外国語教育推進室

電話 03-5253-4111（代表） 3787,3075（内線）

03-6734-3787（夜間直通）

（５）について

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程第１係

電話 03-5253-4111（代表） 2903,2916（内線）

03-6734-2903（夜間直通）

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について

文初管第二一一号

昭和五二年四月八日

各都道府県教育委員会教育長あて

文部省初等中等教育局長通知

災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について

このことについては、従来から格段の御配慮を頂いているところでありますが、本年度以降においては左記の事項を御了知の上、適切な措置をとられるようお願いします。

記

一　災害のため補給を要する教科書の調査及び補給の方法

災害のため補給を要する教科書の調査及び補給については、「災害救助法」に基づく給与であると否とを問わず、次の方法によって実施するものとすること。

(一) 災害のため補給を要する教科書の冊数の調査は、国立、公立及び私立の別なく小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校のすべてにわたって行うこと。

この調査には、教科書特約供給所が協力するよう別途依頼するので、必要な指示を与えること。

(二) 都道府県教育委員会は、上記の調査により補給を要すると認められる教科書の冊数及び補給の方法等必要な事項を教科書特約供給所に指示すること。

二　災害救助法に基づく教科書の給与

(一) 災害救助法に基づく教科書の給与は、被災地の小学校及び中学校(盲・聾・養護学校の小学部及び中学部を含む。)の児童生徒に対し同法第二三条に基づく救助として無償で給与されることとなっているので、同法に基づく給与については、関係法令等を参照の上、児童生徒の学習に支障を生じないよう迅速に必要な手続をとること。

(二) 災害救助法に基づく教科書の給与は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下「教科書無償措置法」と略称する。)に基づく給与ではないので、その手続及び書類の取扱い等については、教科書無償措置法に基づく再度の給与と混同しないよう関係方面に徹底させること。

三　関係機関との連絡等

災害が生じた場合には、各都道府県の民生関係部局及び災害救助対策本部等と十分連絡をとり、適切な措置をとられること。

また、被害及び補給の状況(災害救助法の適用を受ける災害の場合に限る。)を別記要領により報告すること。

※通知文中の災害救助法第二三条は、現行第四条です。

（別記）

1　教科書被害状況についての報告要領

次の事項について、判明次第速やかに報告すること。

(1)　災害の名称

(2)　災害発生日及び被害のあつた地区

(3)　災害救助法発動日及び地区

(4)　災害のため補給を要する教科書

区　分	要補給冊数（概数）	備　考
小学校用		
中学校用		
高等学校用		
特別支援学校用		
計		

（注）「備考」には報告時期までにとられた措置及び補給についての見込み、進行状況等を記入すること。

2　補給完了に伴う報告要領

補給が完了したときは、次の様式によりその結果を報告すること。（前記1による被害状況報告の文書記号・番号を明記すること。）

(1)　補給冊数

区分	①災害救助法による給与冊数	②その他公費による給与冊数	③寄附による給与冊数	④その他有償による補給冊数	計
小学校用					
中学校用					
高等学校用					
特別支援学校用					
計					

(2)　補給完了の時期

(3)　特別にとられた措置等

教科書の補給について特別にとられた措置等がある場合、記載すること。（上記(1)の②③④による給与については、ここで具体的に注記すること。）

（別紙２）

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合の教科書の取扱いにおける給与事務について

１．平成３０年９月７日付け３０文科初第７９６号「平成３０年北海道胆振東部地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（以下、「通知」という。）により給与した教科書については、該当教科書数を含めた受領冊数・給与児童生徒数用集計報告書を都道府県から文部科学省に報告すること。

２．都道府県は、通知により給与した教科書の内訳を、別添の「平成３０年北海道胆振東部地震により被災した児童生徒に係る教科書給与報告書」により、別途連絡する期限までに文部科学省へ報告すること。

３．通知により教科書を給与した場合は、転学として処理を行うこと。

別添様式

平成30年北海道胆振東部地震により被災した児童生徒に係る教科書給与報告書

（　後期転学　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　教育委員会

学校種	小学校	中学校	特別支援学校
給与人数（実人員）			

発行者の番号･略称	教科書の記号･番号	書　　名	冊数
小学校用			
小　　計			
中学校用			
小　　計			
特別支援学校用			
小　　計			
その他			
小　　計			
合　　計			
備　考			

※教科書は、発行者別に発行者番号順に掲載すること。
※同一発行者の教科書は、教科書目録掲載順に記載すること。
※その他の欄には、一般図書や拡大教科書等、教科書目録に掲載のない図書を記載すること。
※様式は適宜、行を追加すること。

別添様式

平成30年北海道胆振東部地震により被災した児童生徒に係る教科書給与報告書

（　後期転学　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　教育委員会

学校種	小学校	中学校	特別支援学校
給与人数 （実人員）	1	2	1

発行者の番号・略称		教科書の記号・番号		書　名	冊数
小学校用					
2	東書	社会	331	新編　新しい社会3・4上	1
2	東書	算数	332	新編　新しい算数 3下	1
4	大日本	理科	332	新版　たのしい理科3年	1
38	光村	国語	340	国語三下　あおぞら	1
小　計					4
中学校用					
2	東書	地理	725	新編　新しい社会　地理	2
2	東書	数学	728	新編　新しい数学1	2
38	光村	国語	731	国語1	2
16	帝国	地図	724	中学校社会科地図	2
小　計					8
特別支援学校用					
2	東書	国語	C-111	こくご　☆	1
17	教出	算数	C-111	さんすう　☆	1
小　計					2
その他					
小　計					
合　計					14
備　考					

※教科書は、発行者別に発行者番号順に掲載すること。

※同一発行者の教科書は、教科書目録掲載順に記載すること。

※その他の欄には、一般図書や拡大教科書等、教科書目録に掲載のない図書を記載すること。

※様式は適宜、行を追加すること。

【別紙　３】

平成３０年北海道胆振東部地震に伴う小学校外国語教材の要望数について

都道府県番号	都道府県名

〇提出締切り　平成３０年９月２８日（金）
〇提出先　shinkyo@mext.go.jp（外国語教育推進室宛て）
〇メール件名　【都道府県名】平成３０年北海道胆振東部地震に伴う新教材要望数について

【県立学校等】

都道府県番号	都道府県名	Let's Try! 1	Let's Try! 2	We Can! 1	We Can! 2
0	0				

【市町村立学校】

市町村番号	市町村名	Let's Try! 1	Let's Try! 2	We Can! 1	We Can! 2

【国立学校等】

都道府県番号	都道府県名	Let's Try! 1	Let's Try! 2	We Can! 1	We Can! 2
0	0				

【私立学校等】

都道府県番号	都道府県名	Let's Try! 1	Let's Try! 2	We Can! 1	We Can! 2
0	0				

【記入上の注意】
1．各新教材について、要望数を記入願います。
2．域内に該当がない場合には、提出の必要はありません。
3．国立、私立学校についても、知事部局と連携の上、貴教育委員会で取りまとめ、報告願います。
4．枠が足りない場合は、適宜セルを増やしてお使いください。
5．拡大版、点字版教材については、個別に連絡願います。
6．市町村立学校については、該当のない市町村番号と名称は記入せず、上詰めで記入してください。

平成３０年北海道胆振東部地震に伴う中学校道徳教材「私たちの道徳」の要望数について

都道府県番号	都道府県名

〇提出締切り　平成３０年９月２８日（金）
〇提出先　kyoiku@mext.go.jp（教育課程課教育課程第１係宛て）
〇メール件名　【都道府県名】平成３０年北海道胆振東部地震に伴う道徳教材要望数について

【県立学校等】

都道府県番号	都道府県名	私たちの道徳（中学校版）【冊数】
0		

【市町村立学校】

市町村番号	市町村名	私たちの道徳（中学校版）【冊数】

【国立学校等】

都道府県番号	都道府県名	私たちの道徳（中学校版）【冊数】
0		

【私立学校等】

都道府県番号	都道府県名	私たちの道徳（中学校版）【冊数】
0		

【記入上の注意】
1．「私たちの道徳（中学校版）」について、要望数を記入願います。
2．域内に該当がない場合には、提出の必要はありません。
3．国立、私立学校についても、知事部局と連携の上、貴教育委員会で取りまとめ、報告願います。
4．枠が足りない場合は、適宜セルを増やしてお使いください。
5．市町村立学校については、該当のない市町村番号と名称は記入せず、上詰めで記入してください。

写

参考

３０文科初第７９６号
平成３０年９月７日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長　殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第１２条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
高橋　道和

（印影印刷）

平成３０年北海道胆振東部地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては，平成３０年北海道胆振東部地震に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から，当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり，下記の事項について十分御留意いただくようお願いします。また，所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し，本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに，必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事，附属学校を置く各国公立大学法人の長及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては，公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに，都道府県知事におかれては所轄の学校法人及び私立学校に対し，附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては附属学校に対し，小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては認可した学校に対し，本通知の趣旨について御周知いただくようお願いします。

記

１．被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等から域内の公立学校への受入れの希望があった場合には，可能な限り弾力的に取り扱い，速やかに受け入れること。

なお，高等学校等については，収容定員を超えた受入れについても，特段の配慮をすること。また，来年度入学者選抜の実施に当たっても必要な配慮をすること。

２．教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には，通常必要となる教科用図書給与証明書がなくとも，必要な平成３０年度使用教科書の無償給与できることとし，転入学前の学校で給与された教科書についても，喪失・損傷している場合には，当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また，域内に災害救助法適用地域がある都道府県教育委員会においては，喪失・損傷した教科書の再給与にかかる費用について国庫負担がなされるので，知事部局及び教科書・一般書籍供給会社等とも連携し，速やかに対応すること。

３．公立幼稚園，高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱いについて

公立幼稚園，高等学校及び特別支援学校等において，今回の地震により，児童生徒等の学資を負担している者が災害を受け，授業料（保育料），入学料（入園料），受講料，寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては，各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて，配慮すること。

４．就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては，その認定及び学用品費，学校給食費等の支給について，通常の手続きによることが困難と認められる場合においても，可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

５．高校生等への修学支援について

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については，被災した高校生等の状況に応じ，申請期間を延長するなど被災者に配慮した柔軟な対応を行うこと。

また，被災により年度の中途において家計が急変した高校生等に対し，①公立高等学校等に在学する高校生等については，文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援），②私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し，授業料減免措置等の必要な支援を行うこと。

被災により奨学金を必要とする高校生等に対しては，可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

更に，卒業年次の高校生等については，日本学生支援機構の奨学金等，大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

６．課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては，当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては，弾力的に対処し，その進級，進学等に不利益が生じないよう配慮すること。

7．補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては，当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって，学習に著しい遅れが生じるような場合には，可能な限り，補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

8．心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や，心のケアを含む健康相談，スクールカウンセラーの派遣を行うなどして，児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また，被災地域の学校が再開されたときにも，同様の対応がとられるよう配慮するとともに，被災地域以外の学校においても，児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

【本件連絡先（とりまとめ）】
文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課企画係
（電話）０３－６７３４－２５８９
（ＦＡＸ）０３－６７３４－３７３１